

# 審査基準一覧表

別紙 2

消防局予防部危険物保安課

コードNo.	処分名		根拠法令 規則等	条項
所属 コード	No.			
9109	44	高圧ガス製造の許可	高圧ガス保安法	第5条第1項
9109	45	高圧ガスの製造のための施設等の変更の許可	高圧ガス保安法	第14条第1項
9109	46	第一種貯蔵所の設置の許可	高圧ガス保安法	第16条第1項
9109	47	第一種貯蔵所の位置等の変更の許可	高圧ガス保安法	第19条第1項
9109	48	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の完成検査	高圧ガス保安法	第20条第1項
9109	49	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査	高圧ガス保安法	第20条第3項
9109	50	高圧ガスの輸入検査	高圧ガス保安法	第22条第1項
9109	51	特定施設の保安検査	高圧ガス保安法	第35条第1項
9109	52	容器検査、附属品検査、容器再検査又は附属品再検査	高圧ガス保安法	第44条第1項 第49条第1項 第49条の2第1項 第49条の4
9109	53	特別充填の許可	高圧ガス保安法	第48条第5項
9109	54	容器検査所の登録又はその更新	高圧ガス保安法	第49条第1項、 第50条第1項
9109	55	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知	高圧ガス保安法	第54条第1項

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 44

処 分 名	高圧ガス製造の許可	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第5条第1項	
関係条項	高圧ガス保安法 第7条, 第8条 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第3条, 第4条 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条～第9条, 第69条 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条～第9条, 第97条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条～第8条の2, 第99条, 第101条	
審 査 基 準	該 当 〇	① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）  ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）  ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第6号）  （次ページへ続く）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年2月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25日・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 25日・月 （ ） （ ） （神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

(基準の続き)

- 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について  
(令和元年 6 月14日20190606保局第 3 号)
- 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)  
(平成29年 7 月25日20170718保局第 1 号)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 45

処 分 名	高压ガスの製造のための施設等の変更の許可	
根拠法令名	高压ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第14条第1項	
関係条項	高压ガス保安法 第8条 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条～第9条，第69条 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条～第9条，第97条 一般高压ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条～第8条の2，第99条，第101条	
審 査 基 準	該 当 〇	① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。
	査 審 基 準	・ 高压ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照） ・ 製造施設の位置，構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高压ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・ 高压ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・ 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第6号） ・ 一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） （次ページへ続く）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年2月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間15日・日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関 日・月 ( ) ( ) ( ) (神戸市消防局 ) 協議機関 日・月 処分機関 15日・日	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

(基準の続き)

- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)  
(平成29年 7 月25日20170718保局第 1 号)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 46

処 分 名	第一種貯蔵所の設置の許可	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第16条第1項	
関係条項	高圧ガス保安法第16条第2項 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第5条 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条～第24条，第97条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条～第23条，第99条，第102条	
該 当 に ○	①	審査基準は（以下）・別添）のとおりです。
	②	審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。
審 査 基 準	③	以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）
	④	審査基準は設けておりません。
審 査 基 準	・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）  ・製造施設の位置，構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）  ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成29年7月25日20170718保局第1号）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年2月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間15日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関 日・月 （ ）（ ）	協議機関 日・月 （ ）（ ）
	処分機関 15日・丹 （神戸市消防局）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 47

処 分 名	第一種貯蔵所の位置等の変更の許可	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第19条第1項	
関係条項	高圧ガス保安法第16条第2項 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条～第24条，第97条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条～第23条，第99条	
審 査 基 準	該 当 〇	① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・製造施設の位置，構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）</li> <li>・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）</li> <li>・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号）</li> <li>・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号）</li> <li>・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号）</li> <li>・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成29年7月25日20170718保局第1号）</li> </ul>
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年2月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	
	経由機関 日・月 ( ) ( ) ( ) (神戸市消防局 )	協議機関 日・月 ( ) ( ) ( ) ( )
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 48

処 分 名	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の完成検査	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第20条第1項	
関係条項	高圧ガス保安法 第8条第1号，第16条第2項 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条～第9条，第69条 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条～第9条，第97条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条～第8条の2，第99条	
審 査 基 準	該 審 査 基 準 について	1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） <input type="radio"/> ④ 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間5日・丹（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	[内訳と機関名] 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・丹 ( ) ( ) (神戸市消防局 )	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 49

処 分 名	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第20条第3項	
関係条項	高圧ガス保安法 第8条第1号，第16条第2項 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条～第9条，第69条 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条～第9条，第97条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条～第8条の2，第99条	
審 査 基 準	該 審 査 基 準 について	1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ○ ④ 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。） 〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・月 （ ）（ ）（神戸市消防局 ） 設定・最終変更年月日 平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 50

処 分 名	高圧ガスの輸入検査		
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）		
条 項	第22条第1項		
関係条項	冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第31条の3，第69条 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第45条の3 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第45条の3，第99条		
審 査 基 準	該 当 審 査 基 準	① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。	
	査 査 基 準	・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照） ・製造施設の位置，構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成29年7月25日20170718保局第1号） ・米国DOT規格の再充填禁止容器（DOT39容器）に充填されたフルオロカーボン32（R32）の輸入（産業保安メールマガジン（H27-11-16））	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	〔内訳と機関名〕		
	経由機関	20日・月	協議機関 日・月 処分機関 5日・月
	（兵庫県公安委員会）（ ）（神戸市消防局）		
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定	
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 51

処 分 名	特定施設の保安検査	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第35条第1項	
関係条項	高圧ガス保安法 第8条第1号 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条～第9条，第40条第1項，第2項，第69条 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条～第9条，第77条第1項，第2項，第97条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条～第8条の2，第79条第1項，第2項，第99条	
審 査 に 関 する 審 査 基 準	該 当 に 関 する 審 査 基 準	① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間5日・丹（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・丹 （ ）（ ）（神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 52

処 分 名	容器検査, 附属品検査, 容器再検査又は附属品再検査	
根拠法令名	高圧ガス保安法 (昭和26年 6 月 7 日法律第204号)	
条 項	第44条第 1 項, 第49条第 1 項, 第49条の 2 第 1 項, 第49条の 4	
関係条項	高圧ガス保安法 第44条第 4 項, 第49条第 2 項, 第49条の 2 第 4 項, 第49条の 4 第 2 項 容器保安規則 (昭和41年 5 月 25 日通商産業省令第50号) 第 7 条, 第13条, 第17条, 第 26 条, 第29条, 第36条及び第72条 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成28年 6 月 30 日経済産業省令第82号) 第 5 条, 第11条, 第17条及び第20条	
該 当 審 査 基 準	に	① 審査基準は (以下)・別添) のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので, 担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)
	○	4 審査基準は設けておりません。
審 査 基 準	基 準	・ 鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件 (昭和41年10月 1 日通商産業省・運輸省告示第11号) ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目, 容器再検査の方法等を定める告示 (平成 9 年 3 月 25 日通商産業省告示第150号) ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目, 容器再検査の方法等を定め る告示 (平成28年 6 月 30 日経済産業省告示第184号)
	基 準	・ 容器保安規則の機能性基準の運用について (令和元年6月14日20190606保局第 7 号) ・ 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について (令和元年6月14日20190606保局第 8 号) ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規) (平成29年 7 月 25 日20170718保局第 1 号)
	設定・最終変更年月日	平成30年 4 月 1 日設定・令和 2 年 2 月 1 日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 5 日・月 (検査日から処分通知発送日までで計算。ただし, 日計算の場合は, 土曜日, 日曜日その他の本市の休日を含みません。)
	[内訳と機関名]	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 5 日・月 ( ) ( ) (神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成30年 4 月 1 日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係 (電話(078)325-8528)	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 53

処 分 名	特別充填の許可	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第48条第5項	
関係条項		
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・液化フルオロカーボンを充てんする容器の取扱いについて（平成9年3月31日平成09・03・31立局第29号）</li> <li>・保税扱いの高圧ガス容器，高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（内規）（平成23年12月7日平成23・09・01原院第1号）</li> <li>・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成29年7月25日20170718保局第1号）</li> </ul>
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間20日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関 日・月 （ ）	協議機関 日・月 （ ）
		処分機関 20日・丹 （神戸市消防局）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

処 分 名	容器検査所の登録又はその更新	
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）	
条 項	第49条第1項，第50条第1項	
関係条項	高圧ガス保安法第50条第3項 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第12条の2 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第33条 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第24条	
審 査 基 準	該 当 審 査 基 準	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>○ 4 審査基準は設けておりません。</p>
	査 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・容器保安規則に基づき表示等の細目，容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号）</li> <li>・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目，容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）</li> <li>・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成29年7月25日20170718保局第1号）</li> </ul>
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間10日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関	日・月 協議機関 日・月 処分機関 10日・丹 ( ) ( ) (神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

様式1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 55

処 分 名	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知		
根拠法令名	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）		
条 項	第54条第1項		
関係条項	高圧ガス保安法第44条第4項 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第7条，第72条第1項		
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は（ <u>以下</u> ・別添）のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので，担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	・高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照） ・鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件 （昭和41年10月1日通商産業省・運輸省告示第11号） ・容器保安規則に基づき表示等の細目，容器再検査の方法等を定める告示 （平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第7号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） （平成29年7月25日20170718保局第1号）	
	設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成30年4月1日設定・令和2年2月1日変更	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間10日・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし，日計算の場合は，土曜日，日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
処 理 期 間	〔内訳と機関名〕		
	経 由 機 関	日・月	協議機関 日・月 処分機関 10日・月 ( ) ( ) (神戸市消防局 )
設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成30年4月1日設定		
作 成 部 局 ・ 課 ・ 係 名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）		